

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年9月4日

藤枝市

上記代表者 藤枝市長 北村



- 1 都市計画の種類及び名称
志太広域都市計画ごみ焼却場の変更
- 2 都市計画を定めた土地の区域
縦覧する計画図表示のとおり
- 3 縦覧場所
藤枝市役所 都市建設部 都市政策課